

かつらぎ町議会業務継続計画



かつらぎ町議会

令和6年7月

かつらぎ町議会業務継続計画の目次

かつらぎ町議会業務継続計画の要点	1～3
1. 業務継続計画の必要性と目的	4
2. 災害時の議会・議員の行動方針	4
(1)議会としての役割	
(2)議員としての役割	
3. 災害時の町との関係性	4
4. 想定する災害の種類(議会 BCP の発動要件)	5
5. 地震・風水害等に係る業務継続の体制及び活動の基準	5～14
(1)業務継続の体制	
(2)行動時期に応じた活動内容の整理	
(3)審議を継続するための環境の整理	
6. 感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準	15～17
(1)議会の対応原則	
(2)災害対策会議の設置基準等	
(3)審議を継続するための環境の整理	
(4)議会及び議員の行動基準	
7. 議会の防災訓練	18
8. 計画の運用	18
参考資料	
かつらぎ町議会における新型コロナウイルス感染症に関する申し合わせ	19～21
様式 1 かつらぎ町議会議員安否確認表	22

かつらぎ町議会業務継続計画の要点

1. 業務継続計画の必要性と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

二元代表制の趣旨に則り、議事機関として議会の機能維持を図るための組織体制を定め、市民の安全確保、被害の拡大防止及び災害復旧に向けた災害対策活動ができるよう、体制整備を行う。

2. 災害時の議会・議員の行動方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

(1)議会としての役割

- ・迅速な災害復旧に向け、地域の被災状況等の情報収集及び整理、町災害対策本部と情報を共有して、協力・連携体制を整える。
- ・復旧復興に向け必要な予算の審議

(2)議員としての役割

- ・地域の災害救援活動及び復旧活動に協力・支援すること。
- ・地域の被災情報を議会事務局へ提供すること。

3. 災害時の町との関係性・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

災害時に、実質的かつ主体的に対応するのは、町（執行機関）である。議会は主体的な役割を担うものではない。議会は、議事機関としての役割を担い、その範囲内で災害に対応することが基本となる。

議会及び町は、それぞれの役割を踏まえて災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え、災害等の対応に当たる。

4. 想定する災害の種類(議会 BCP の発動要件)・・・・・・・・・・5

地震・町内に震度5弱以上の地震が発生したとき。

風水害・局地的又は広範囲の災害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの。

5. 地震・風水害等に係る業務継続の体制及び活動の基準・・・・・・・・5～14

(1)業務継続の体制

議会は、町との連携を図りつつ、議会事務局とともに独自の対策を構築し、明確な行動基準に基づき対応する。なお、議員と議会事務局員における業務継続は、自身の安全確保及び家族の安全確保を最優先した上で、行われるべきものであることを基本とする。

町災害対策本部等が設置された際には、議会事務局の職員は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務に当たる。

議長及び副議長は、町災害対策本部等の設置後、かつらぎ町議会災害対策会議を設置すべきかどうかを判断しつつ、災害対応に当たるものとする。対策会議を構成するのは、議長(委員長)、副議長(副委員長)、議会運営委員の合計7名と議会事務局長とする。事務局長補佐は、事務局長の代わりに町対策本部に出席し、町との連携を図る。

議員の参集については、災害発生後は、議長、副議長、事務局3名の合計5名。議長、副議長が不在の時は、あらかじめ指名された2名の議員。以下の議員は、風水害の場合は、発生前から、地震の場合は災害発生時から7日までは、基本的に自治区、町内会、自主防災組織の一員として地域活動に従事する。また、議員が地域活動で得た情報は、地域の組織に報告するとともに、議会事務局にも報告する。参集途中、被災者の救命が必要となった場合は、当該救命活動を優先する。議会事務局は、1名が継続して48時間を超えて災害対応に当たることのないよう体制を整え、健康管理に留意する。

(2)行動時期に応じた活動内容の整理

- ・【予測期】発災前、【初動期】発災～3日、【中期】発災後3日～7日
- 【後期】発災後7日～1カ月後

(3)審議を継続するための環境の整理

災害等によっては一部機能を損なった場合の代替施設(議会事務局の参集場所、対策会議の設置場所)の活用を検討しなければならない。

非常食料と飲料水として、正副議長と事務局職員のあわせて5名、3日～7日分の確保が必要。

6. 感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準……………15～17

(1)議会の対応原則

かつらぎ町新型インフルエンザ等対策本部設置後速やかに、議会BCPを発令して執行部との協議・連絡・調整などを行うための組織として対策会議を設置する。

(2)対策会議の設置基準等

議会機能を的確に維持するため、かつらぎ町新型インフルエンザ等対策本部の設置後、速やかに対策会議を設置し、必要に応じて会議を開催する。

(3)審議を継続するための環境の整理

感染症にあつては、人が集まることで感染リスクが高まることもあり、今後は、十分な審議・対話の場を確保する上で、技術革新が進むオンライン会議の導入・活用が必要。

(4)議会及び議員の行動基準

議会、議員の行動は別紙の「行動基準」「町議会における感染症に関する申し合わせ」(議員全員協議会で作成)を基準とする。

7. 議会の防災訓練……………18

議員は、地域の防災訓練に参加する。災害に対する危機意識を高める観点から、議員と事務局職員を対象とした防災訓練・参集訓練を定期的実施することが必要。

8. 計画の運用……………18

議会業務継続計画の見直しは、適宜改正を行うものとして、総務産業常任委員会を中心に行うものとする。

1. 業務継続計画の必要性和目的

二元代表制の趣旨に則り、議事機関として議会の機能維持を図るための組織体制を定め、町民の安全確保、被害の拡大防止及び災害復旧に向けた災害対策活動ができるよう、体制整備を行う。

その結果、本町議会としても、議会(Business Continuity Planning)業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を確立すべきものとして、「かつらぎ町議会業務継続計画」を策定する。

加えて、令和2年の新型コロナウイルスなど感染症の拡大は、大規模災害に匹敵する脅威となり、感染症の発生・まん延時においても議会として迅速に対応する必要があることから、継続して議会の役目を担い、その責務を果たすために、治療法・予防法が確立されていない感染症対策について対応する。

なお、本計画の実行は「かつらぎ町地域防災計画」の一部をなすものであり、かつ「新型インフルエンザ等対策行動計画」「かつらぎ町感染拡大予防ガイドライン」を踏まえるものである。

2. 災害時の議会・議員の行動方針

（1）議会としての役割

- ① 迅速な災害復旧に向け、地域の被災状況等の情報収集及び整理、町災害対策本部と情報を共有して、協力・連携体制を整える。
- ② 国、県、その他関係機関に対する要望活動
- ③ 復旧復興に向け必要な予算の審議

（2）議員としての役割

- ① 自らの安否を議会事務局に連絡すること。
- ② 地域の災害救援活動及び復旧活動に協力・支援すること。
- ③ 地域の被災情報を議会事務局へ提供すること。

3. 災害時の町との関係性

災害時に、実質的かつ主体的に対応するのは、町（執行機関）である。議会は主体的な役割を担うものではない。議会は、議事機関としての役割を担い、その範囲内で災害に対応することが基本となる。特に、災害初期において、執行機関は職員が災害等の情報（以下「災害情報」という。）の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想され、議員の情報収集及び要請行動について、議員が個々に行うのではなく、その状況と必要性を見極めた上で町が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮する。

一方で、議会が自らの役割である監視けん制機能と審議・議決機能を適正に実行するためには、正確な情報を早期に収集しチェックすることが必要である。

そのため議会と執行機関は、それぞれの役割を踏まえて災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え、災害等の対応（以下「災害対応」という）に当たるものである。

4. 想定する災害の種類（議会BCPの発動要件）

議会の果たすべき役割や行動については、執行機関の災害対応と緊密な関係性があり、相互に補完する関係にあることから、執行機関におけるかつらぎ町地域防災計画に基づく災害対策本部、国民保護計画に基づく町緊急処理事態対策本部や町国民保護対策本部（以下「町災害対策本部等」という。）を概ね準用するものである。

災害時対応の対象とする災害等は、次のとおりとする。

災害時対応の対象災害

災害種別	災害内容
地震	・町内に震度5弱以上の地震が発生したとき。
風水害	・局地的又は広範囲の災害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの。
感染症	・厚生労働省が定める指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症で、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの。
その他	・大規模火災などの大規模事故、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの。

5. 地震・風水害等に係る議会BCPの体制及び活動の基準

（1）業務継続の体制

非常時において議会が基本的な機能を維持し業務を継続するためには、その機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートとなる。これを迅速に行うことが、議会の機能維持にとって重要である。議会は、町との連携を図りつつ、議会事務局とともに独自の対策を構築し、明確な行動基準に基づき対応する。

なお、議員と議会事務局の職員（以下「事務局職員」という。）における業務継続は、自身の安全確保及び家族の安全確保を最優先した上で、行われるべきものであることを基本とする。

① 議会事務局の体制

町災害対策本部等が設置された際には、事務局職員は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務（以下「非常時優先業務」という。）に当たる。災害等が勤務時間外に発生した場合は、事務局職員は、災害情報を把握次第、速やかに議会事務局に参集し、非常時優先業務につく。

ア. 発生時に応じた事務局職員の行動

a. 災害等が勤務時間（8時30分～17時15分）内に発生した場合

事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、家族の安否確認を行う。その後、速やかに非常時優先業務に当たる。

b. 災害等が勤務時間外（17時15分～8時30分、C.の休日を除く）に発生した場合（平日夜間のケース）

事務局職員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、その上で、住居の被害状況を確認する。参集者は、速やかに議会事務局へ参集し、非常時優先業務に当たる。

c. 災害等が休日（土曜・日曜・祝日）に発生した場合

事務局職員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安否確認を行った上で、住居の被害状況を確認するとともに、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。参集者は、速やかに議会事務局へ参集し、非常時優先業務に当たる。

事務局職員の非常時優先業務・来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援

・事務局職員の安否確認
・議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保
・議会事務局の電話、パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認
・議員の安否確認
・議会災害対策会議の設置準備
・町災害対策本部等との連絡体制の確保
・災害関係情報の収集・整理、議員への発信
・議場、委員会室などの建物の被災状況の確認と会議場所の確保
・議場、委員会室の放送設備の稼働の確認、電気・水道などインフラの確認
・報道対応など

イ. 議員への安否確認方法と確認事項

a. 議会事務局の情報通信

事務局職員は、LINEの「グループライン」及びメール、ショートメールを活用し、議員の安否を確認するコメントを発信し、議員はそれに対して安否の情報を返信する。LINEが使えない場合及び安否が確認できない場合は、議員の携帯電話や固定電話に連絡する。議長と副議長については、直接電話で安否確認を行う。

b. 議会事務局と事務局職員の情報通信端末が全て使用できない場合

災害状況を把握しつつ、議員の安否確認に努める。その際は、町災害対策本部等との連携を図り、議員名を明らかにし安否確認を求め、情報を得なければならない。

ア. 安否確認事項

様式1「議員安否確認表」に基づき、次の内容を確認する。

・議員とその家族の安否状況
・議員の所在地
・議員の居宅の被害状況
・議員の参集可否と参集が可能な時期
・議員の連絡先（家族などの連絡先）
・地域の被災状況

② 議会の体制

ウ. 議会災害対策会議の設置

議長及び副議長は、町災害対策本部等の設置後、かつらぎ町議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置すべきかどうかを判断しつつ、災害対応に当たるものとする。対策会議を構成するのは、議長、副議長、議会運営委員とする。対策会議は、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。

(対策会議 7名)

構成員	議長	副議長	議会運営委員
役職	委員長	副委員長	
主な任務	対策会議を設置し、会議の事務を統括する	委員長を補佐し、委員長が欠けた場合には、その職務を代理する	委員長の指示のもと、次の任務に当たる ・対策会議の運営に関すること ・議員の安否に関すること ・議員の参集に関すること ・本会議、委員会の開催に関すること ・本会議、委員会の協議事項などに関すること ・災害情報の収集・共有などに関すること ・町災害対策本部等との連携に関すること ・その他、災害対応に必要と考えられること

※ 対策会議の任務として記載のある「本会議、委員会の開催に関すること」、「本会議、委員会の協議事項などに関すること」の2項目については、議会運営委員会の開催が可能な場合、対策会議の任務外とする。なお、この取り扱いは、最初の対策会議で協議・決定し、その後の協議で取り扱いの変更をすることも可能とする。

災害種別		設置・解除の時期	設置場所	委員の参集時間	会議運営
地震		町災害対策本部等の設置後、必要に応じて設置し、当該本部等の解除をもって解除する	議会事務局 (第二委員会室)	町災害対策本部等の設置後、議長と副議長の判断に基づき招集された場合は、速やかに参集する	会議の進行は、委員長が行う。協議事項は、委員長が決定する
風水害	全域	同上	同上	同上	同上
	局地	同上	同上	同上	同上
その他		同上	同上	同上	同上

※ 対策会議の議員の参集方法、服装、携帯品は、後掲の参集基準と同様とする。

エ. 対策会議などの指揮・命令系統

対策会議と議会事務局においては、委員長（議長）と事務局長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。

- a. 委員長不在の場合は副委員長が、両者が不在の場合は議会運営委員長が職務代理者となる。さらに議会運営委員長が不在のときは議会運営委員会副委員長が職務代理者となる。
- b. 議会事務局長不在時の職務代理者は、議会事務局長補佐、両者が不在時は事務局員が職務代理者となる。

ウ. 議員の基本的行動

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場（非代替性）を念頭におき、活動に当たるものとする。

- a. 対策会議から全議員の参集指示がある場合及び対策会議において議会対応が決定される場合は、議会活動を最優先する。これ以外は、自治区、町内会、自主防災組織の一員として町民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する（ただし、議員自身の健康状態を踏まえ、無理のない範囲の活動を考慮する）。
- b. 議員が地域活動などを通して得た情報は、地域の組織に報告するとともに、議会事務局にも報告する。
- c. 対策会議からの全議員の参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。
- d. 対策会議の議員は、対策会議が招集され設置された場合には、上記にかかわらず対策会議の任務に当たる。

オ. 発生時に応じた議員の行動

- a. 災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合

議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための指示をする。議員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。次に、家族の安否確認を行うとともに、今後の対応の指示があるまで議会において待機する。

- b. 災害が会議時間外（夜間、土曜、日曜、祝日、休会日など）に発生した場合（議員が町内にいる状態）

議員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全確保を行った上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。議長と副議長はこれらの活動の後、参集し任務に当たる。その他の議員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域で自治区、町内会、自主防災組織の一員として支援活動や災害情報の収集に当たる。

- c. 災害が議員の町内不在時に発生した場合

議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で家族の安否の確認を行うとともに、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。議長と副議長は、議会事務局へ安否の報告を行うとともに、参集する努力を行う。議長（もしくは副議長）が不在の場合は、職務代理者がその任に当たる。その他の議員は、議会事務局に安否の報告及び所在地の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、その滞在している地域で支援活動に当たる。

② 議員の参集方法など

正副議長以外の議員は、風水害の場合は災害発生前から、地震の場合は災害発生時から7日までは、基本的に自治区、町内会、自主防災組織の一員として地域活動に従事する（災害の内容によっては対策会議の設置が早まるケースもある）。

正副議長は、自身の安全と家族の安全を確保した後、議会事務局に参集し、対策会議の設置の有無を検討しつつ諸活動に従事する。

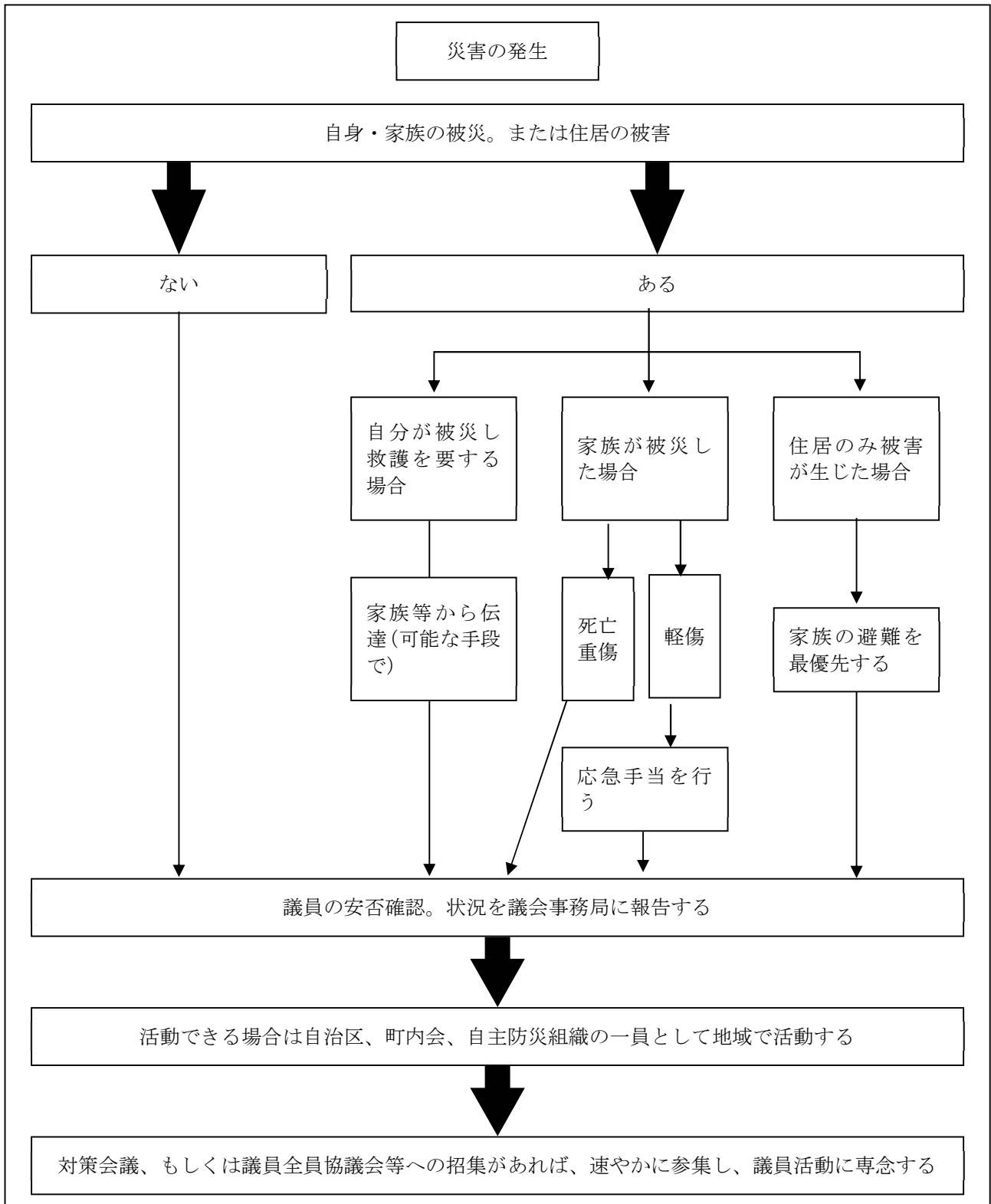
正副議長から対策会議への参集の指示があった場合、議会運営委員は、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、必ずその旨を報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。対策会議は、議員全員協議会及び本会議、委員会の開催の有無や協議内容を事前協議する。

参集者の参集基準

災害種別		参集者	参集時間	参集方法	服装	携帯品
地震		参集者計5名 議長、副議長（議長、副議長が不在のときはあらかじめ指名された議員2名） 事務局長、事務局長補佐、事務局職員	災害情報確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	公共交通機関が利用できないことを想定し、原則、徒歩で参集する。 同時に道路状況等を踏まえ、安全を最優先にしつつ、交通機関を利用できる場合は、それを活用して参集する	作業服を基本に、ヘルメット、防災靴を着用するなど自身の安全を確保できる服装。 冬季は防寒対策を行う	携帯電話、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、着替えなど
風水害	全域	同上	あらかじめ必要な災害情報の収集が可能であり、参集体制が確保できることから、参集に必要な情報確認後、速やかに参集	同上	同上	同上
	局地	同上	同上	災害場所や道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通手段で参集する	同上	同上
その他		同上	災害情報確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	同上	同上	同上

- ・ 議長、副議長不在のときに、あらかじめ指名する2名の参集者は、公共交通機関が途絶することを想定し、基本的には徒歩により本庁まで参集が可能な者から指名する。
- ・ 参集者が、自身や家族の被災などにより参集できない場合や、参集途上での救命活動などにより参集できなくなった場合には、あらかじめ指名された議員（2名）にその旨を連絡し、指名された議員が参集する。
- ・ 参集途中、被災者の救命が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。
- ・ 参集途中適宜、災害情報を収集する。
- ・ 1名が継続して48時間を超えて災害対応に当たることのないよう、議会事務局の交替勤務体制を整え、健康管理に留意する。
- ・ 議員が参集する時は、上記表を参照して参集する。

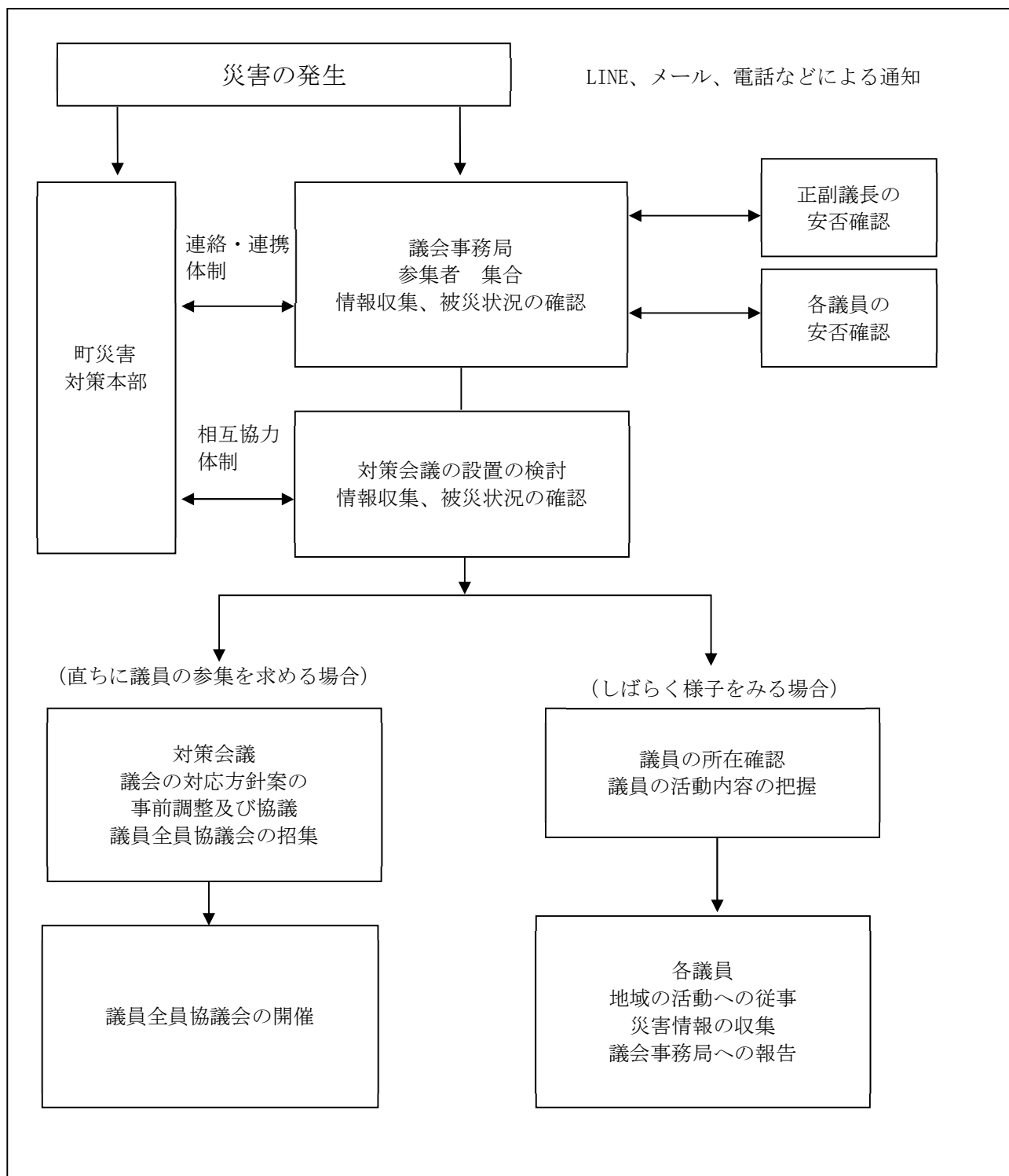
正副議長以外の議員の参集フロー



議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形態や議会事務局との連絡事項などについて、その伝達方法などを含めて家族間で定め、情報を共有しておく必要がある。

一人暮らしの議員は、自身の安否を議会事務局に報告する。ただし、被災状況によっては報告が不可能になるケースも想定される。こういうケースのとき議会事務局は、町災害対策本部等に安否について確認を依頼し、状況の把握に努める。

災害時の議会・議会事務局の行動の流れ



(2) 行動時期に応じた活動内容の整理

災害等の発生が予測される段階も含め、求められる行動や役割は大きく変化するので、予測期、初動期、中期、後期に応じた行動形態と行動基準を定める。どのような状況にも対応できるように、災害が休日・夜間に発生した場合を基本的行動パターンとして整理するのがよい。

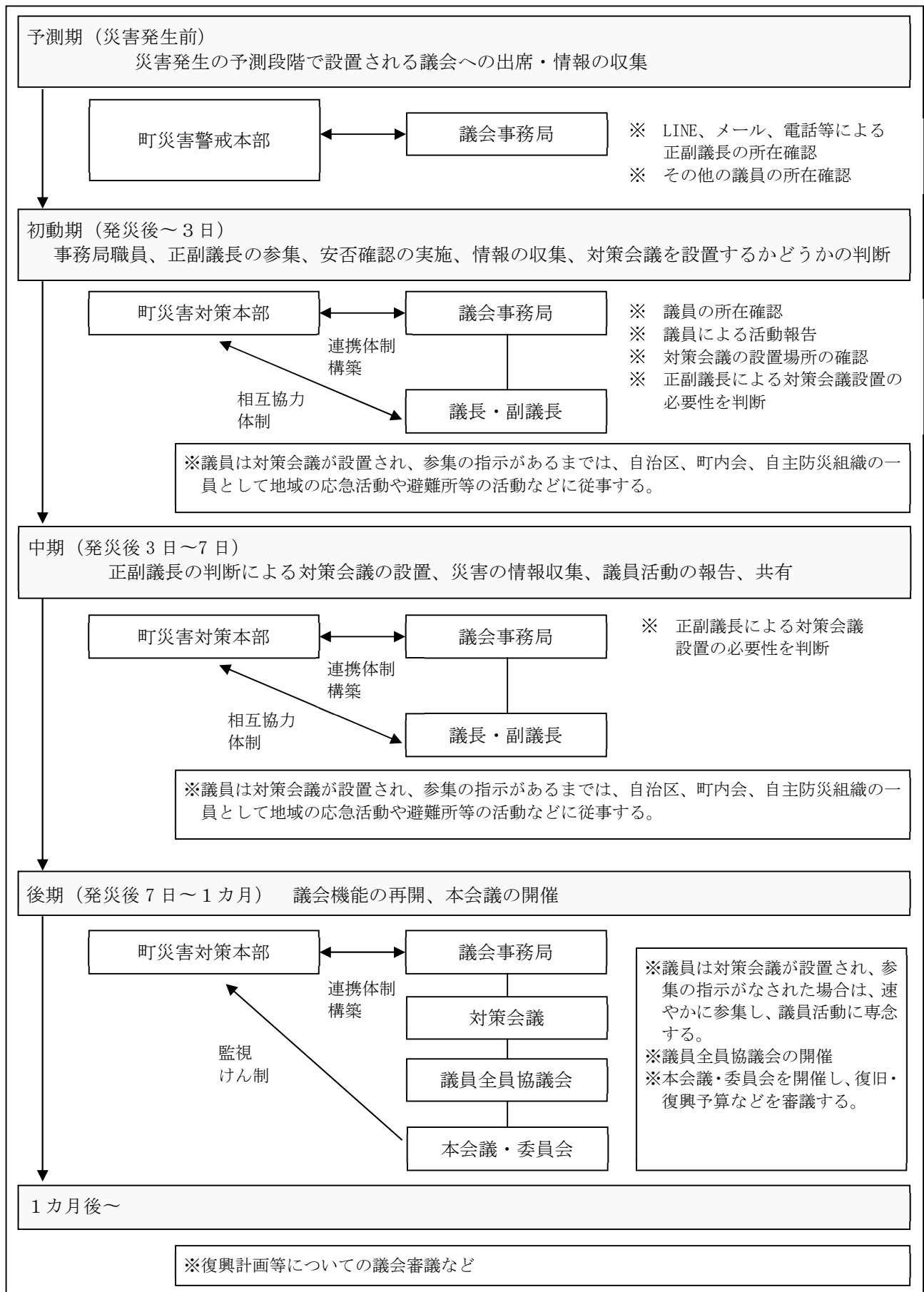
なお、災害復旧は応急対応時から始まり、後期以降及び平常時に移行した段階では、災害の程度に応じて執行機関による復興計画の策定が考えられる。議会は、災害に応じて議会の議決に付すべき事件を想定し対応する必要がある。

① 対応段階の定義

対応段階	状 態
予測期	発災前
初動期	発災～3日
中期	発災後3日～7日
後期	発災後7日～1カ月程度

② 行動形態（災害が休日・夜間に発生した場合の基本的行動形態）災害時の行動形態は、次のとおりとする。

地震・風水害編



(3) 審議を継続するための環境の整理

災害等によって本庁舎の施設や設備の機能が制限された場合、議会の機能を維持するためには、必要な資源の確認を行い確保に向けた対策が必要である。

① 庁舎の建物・設備

議会事務局、本会議場、委員会室等のある本庁舎は、昭和35年に新築されたものであり、昭和56年の耐震基準を満たしておらず、東南海・南海地震や中央構造線による直下型地震が発生すると倒壊、もしくは使用不可になる可能性がある。また、紀の川の洪水浸水想定区域であるため、風水害によっても使用不可となる可能性がある。

したがって、災害等によって一部機能を損なった場合の代替施設（議会事務局の参集場所、対策会議の設置場所）の活用を検討しなければならない。

② 通信設備

現在、議会事務局に災害時優先電話は設置（分配）されていない。一般回線による固定電話のみであり、災害時には利用の集中、また回線の遮断などにより使用が著しく困難になるおそれが高い。そのため、議会にも災害時優先電話の設置（分配）について、執行機関と協議を進めるとともに、衛星電話や防災無線なども検討する必要がある。

③ 情報システム

現在、議会の会議録検索システムは、速記会社のサーバーに置かれており、データの管理上の問題はない。それ以外の議会のデータは、執行機関のネットワークシステムの中で管理している状態であり、クラウドによるバックアップも取られているので、代替施設の活用ということが生じて、ネットワークが活用できる場所の確保ができれば問題はないと考えるため、環境の維持に努める必要がある。

④ 備蓄品などの確保

阪神・淡路大震災の例では、災害発生後4日ごろから救援物資の流通が軌道に乗り始めたことから、最低3日間、推奨7日分の食料・飲料水等を備蓄するのが基本的な考え方となっている。

ただし、議会には、議員と事務局職員を対象とした食料などの備蓄品は確保されていない。災害によっては、議員と事務局職員は、数日間議会に滞在し、継続的に業務に従事することが想定されるので、計画的に備蓄品などを確保する必要がある。

ア. 非常用食料・飲料水

非常用食料と飲料水として、正副議長と事務局職員のあわせて5名の3日分の確保が必要である。なお、備蓄にあたっては、耐震性が確保された施設や倉庫で適切に管理する必要がある。

イ. 簡易トイレ、防災毛布などの生活必需品

下水道や給排水・空調設備の機能停止に備えて、簡易トイレ（トイレパック）や防災毛布などの必要と考えられる生活必需品などの確保を検討する。

ウ. 防災キットなどの確保

議員と事務局職員が速やかに参集できるよう、参集時の携帯品などの防災用具一式をまとめた防災キットと、緊急時の災害現場などへの移動用の自転車の確保等も検討する。

6. 感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準

(1) 議会の対応原則

- ① 和歌山県に「まん延防止等重点措置」が発令された場合、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく県からの要請があった場合、執行機関と感染状況や感染拡大防止に向けた取り組みに係る情報を共有し、協力・連携体制を整える。
- ② 議長は、通常対応が可能になるまでの間、議会としての対応を一元化するとともに、かつらぎ町新型インフルエンザ等対策本部設置後速やかに、議会BCPを発令して執行機関との協議・連絡・調整などを行うための組織として対策会議を設置する。
- ③ 議会BCPが対象とする期間は、「まん延防止等重点措置」が発令されている間及びかつらぎ町新型インフルエンザ等対策本部が解散する間とする。通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合によっては期間を延長する。

(2) 対策会議の設置基準等

議会は、議会機能を的確に維持するため、かつらぎ町新型インフルエンザ等対策本部の設置後、速やかに対策会議を設置し、必要に応じて対策会議を開催する。対策会議は、議長、副議長及び議会運営委員で構成し、議会としての意思決定を行うにあたっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとし、設置基準は下記のとおりとする。

- ① 議長は、「まん延防止等重点措置」の発令、かつらぎ町新型インフルエンザ等対策本部設置に対応し、対策会議を設置する。
- ② 会議は、感染防止対策(マスク着用・検温・手指消毒・換気・アルコール消毒・パネル設置など)を徹底させた上で開催する。
- ③ 対策会議の構成・掌握事務は議会BCPに準じる。
- ④ 議会の運営方法は、下記のとおりとする。
 - ア. 本議会開催中は60分をめぐりに休憩をとり場内の換気を行う。
 - イ. 議会棟数か所に消毒液を配置する。
 - ウ. 傍聴は通常どおりとし、手洗いの励行や咳エチケットの徹底を周知する。また、感染者発覚の際を想定し、傍聴受付票の記入を徹底する。
- ⑤ 議員への情報伝達などは「行動基準」に準じる。

(3) 審議を継続するための環境の整理

① オンライン会議の活用

感染症にあつては、人が集まることで感染リスクが高まることもあり、今後は、十分な審議・対話の場を確保する上で、技術革新が進むオンライン会議の導入・活用が必要である。

② 備蓄品などの確保

議員と事務局職員が継続的に業務に従事することができるよう、また傍聴者への配慮も必要なことから、町とも連携し、備蓄品等を確保する必要がある。

③ 一般傍聴者への対応

一般傍聴に替わる手法として、すでに本会議の映像配信が整備されていることから、これからの視聴について周知徹底する。

(4) 議会及び議員の行動基準

議会、議員の行動は「行動基準」と議員全員協議会で作成する「町議会における感染症に関する申し合わせ」を基準とする。なお、参考に、以前作成した「かつらぎ町議会における新型コロナウイルス感染症に関する申し合わせ」を参考に添付する。

(対策会議)

構成員	議長	副議長	議会運営委員
役職	委員長	副委員長	
主な任務	対策会議を設置し、会議の事務を統括する	委員長を補佐し、委員長が欠けた場合には、その職務を代理する	委員長の指示のもと、次の任務に当たる ・対策会議の運営に関する事 ・議員の安否に関する事 ・議員の参集に関する事 ・本会議、委員会の開催に関する事 ・本会議、委員会の協議事項などに関する事 ・災害情報の収集・共有などに関する事 ・町新型インフルエンザ等対策本部との連携に関する事 ・その他、災害対応に必要と考えられる事

災害種別	設置・解除の時期	設置場所	委員の参集時間	会議運営
感染症	町新型インフルエンザ等対策本部の設置後、速やかに設置し、当該本部等の解除をもって解除する。	議会事務局 (第二委員会室)	議会事務局から参集場所等の指示を受けた後、自身の健康状態を確認し、速やかに参集する。	会議の進行は、委員長が行う。協議事項は、委員長が決定する。

行動基準

事務局職員、対策会議、議会・議員の行動基準は、次のとおりとする。

時期	事務局職員の行動	対策会議の行動	議会・議員の行動
【海外発生期】	・備品等の確保状況確認		
【国内発生期】	・本人及び家族の健康状態の把握 ・時差出勤活動の検討		・本人及び家族の健康状態の把握 ・発熱及び風邪症状がある場合は、登庁を控え、事務局へ報告する
【県内発生期】	・上段の内容継続 ・優先業務の確認 ・議員への情報提供	・対策会議の設置に備え、議会活動について検討	・上段の内容継続 ・住民からの要望の収集 ・オンラインを活用するよう努める
【県内感染期】	・上段の内容継続 ・通常業務を絞り込み、優先度の高い業務を行う ・対策会議の運営 ・議会フロアの定期的な換気・消毒を実施	・対策会議の設置及び開催 ・「町議会における感染症に関する申し合わせ」を基準とする	・上段の内容継続 ・集まる会議開催は必要最小限とし、オンライン会議を活用 ・不要不急の外出自粛 ・感染拡大地域への往来を自粛
【町内感染期】	・上段の内容継続	・対策会議の開催 ・「町議会における感染症に関する申し合わせ」を基準とする	・上段の内容継続 ・外出の自粛 ・対策会議からの指示に即応できる態勢の確保
【小康期】	・順次、通常業務を再開 ・議会フロアの定期的な換気・消毒を実施 ・3つの密回避の配慮（密閉、密集、密接）	・次の感染拡大に備えた対応を検討	・順次、通常の議員活動に戻す ・本人及び家族等の健康状態の把握 ・発熱及び風邪症状がある場合は、登庁を控え、事務局へ報告する ・登庁時は、マスク等の着用、手洗い等の感染予防対策の徹底を図る

7. 議会の防災訓練

(1) 議会の防災訓練

議員は地域の防災訓練に参加する。議会BCPの作成を踏まえ、災害時における議会と議会事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、実効性のあるものとするため、併せて災害に対する危機意識を高める観点から、議員と事務局職員を対象とした防災訓練・参集訓練を定期的実施することが必要である。

8. 計画の運用

(1) 議会BCPの見直し

議会BCPに基づく必要物資の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに見出された課題などについては、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップする必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映する必要があることから、議会BCPの適宜改正を行うものとする。

(2) 見直し体制

議会BCPの見直しに当たっては、総務産業常任委員会を中心に行うものとする。

《参考資料》

かつらぎ町議会における新型コロナウイルス感染症に関する申し合わせ

決定済み対応	①本議会開催中は1時間30分をめどに休憩をとるように努め、議場内の換気を行う。 ②議会に出席する時は、マスクの着用を許可する。 ③議会棟数か所に消毒液を配置する。 ④傍聴は通常通りとし、手洗いの励行や咳エチケットの徹底をホームページや掲示物に周知をする。また、感染者発覚の際を想定し、傍聴受付票の記入を徹底する。
--------	---

●議員や事務局職員、また同居家族の感染が疑われる場合の対応について

	以下に該当するときは議長もしくは議会事務局に報告するとともに、自宅待機とする。 1. 感染が疑われる症状が現れ、保健所に相談した結果、健康観察や帰国者・接触者外来での受診などの指示があった場合。 2. 症状の有無にかかわらず、陽性患者と明らかな接触があり、保健所に相談した結果、健康観察や帰国者・接触者外来での受診などの指示があった場合。
--	---

●町内で感染者がいない場合の対応について ※ソーシャルディスタンス(社会距離拡大戦略)とは、感染症の拡散を停止または減速させることを目的とした、医療品を使わない感染抑制のための手段。

本会議	①ソーシャルディスタンスについて ・町執行部は審議等に必要とする最小限の者のみの出席とし、議員、町執行部ともに着座位置の間隔を適切に確保することに努める。
	②換気について ・本会議場の窓やドアを適度に開け、換気に努める。
	③会議日程の変更 ・一般質問日を最終日に変更し、質疑～採決を2日目に行う。
委員会	委員会の開催については、急を要しない場合はできるだけ開催を控える。
	開催した場合
	①ソーシャルディスタンスについて ・説明者は審議等に必要とする最小限の者のみの出席とし、議員、説明者ともに着座位置の間隔を適切に確保することに努める。
	②換気について ・委員会室の窓を適度に開け、ドアを開放し換気に努める。換気扇も稼働させる。
	③会場の変更について ・説明者の人数によっては別の会場を設けるなどの対応をとる。
本会議・委員会共通	④会議日程の短縮について ・複数の委員会を同日のうちに時間に分けて開催するなど可能な限り開催日数を少なくすることを検討する。
	①手指衛生とマスクの着用について ・出席者は入場の際は手指を消毒し、マスクを着用する。(アレルギーなど特別な事情がある場合はこの限りではない)
	②会議時間の短縮について ・発言は簡潔明瞭に時間短縮を心掛ける。
	③傍聴について ・傍聴者はソーシャルディスタンスを確保されるように求める。 ・入場の際は手指を消毒し、マスクを着用する。(アレルギーなど特別な事情がある場合はこの限りではない)
	④会議への出席について ・会議に出席する者は事前に検温することを努める。 ・風邪に類する症状、発熱(37.5度以上程度)、倦怠感、呼吸器異常、味覚・嗅覚異常が認められる場合は会議の出席はとりやめる。

●町内で一人でも感染者が発覚した場合

本会議	①議会開会日の場合 1. 議会の進捗状況を踏まえ、会議日程の短縮などについて議会運営委員会を開催し検討する。 2. 傍聴は中止とする。
	②議会開会中の休会日の場合 1. 今後の会議日程については、議長と議会運営委員長で協議をする。
	③議会休会中の場合 1. 予定している会議があれば、議長と議会運営委員長で協議をする。
委員会	①委員会開会日の場合 1. 委員会の進捗状況を踏まえ、特にソーシャルディスタンスに配慮しながら開催する。 2. 傍聴は中止とする。
	②委員会の開会が予定されている場合 1. 予定している委員会があれば、委員長と議長で協議をする。

●議員・事務局職員が一人でも感染が発覚した場合

当事者(議員・事務局職員)は、自宅待機とし、医療機関等の指示に従う。

本会議	①議会開会日の場合 1. ただちに延会とする。 2. 今後の会議日程については、議長と議会運営委員長で協議をする。 3. 傍聴は中止する。
	②議会開会中の休会日の場合 1. 今後の会議日程については、議長と議会運営委員長で協議をする。
	③議会休会中の場合 1. 当面の間、休会とする。 2. 予定している会議日程があれば、議長と議会運営委員長で協議をする。
委員会	①委員会開会日の場合 1. 委員会を中断し、委員長と議長で協議をする。 2. 傍聴は中止する。
	②委員会の開会が予定されている場合 1. 当面の間、休会とする。 2. 予定している委員会があれば、委員長と議長で協議をする。
本会議・委員会共通	①町職員等(特別職を含む)が感染した場合 1. 一人でも発症した場合は、その都度協議をする。
情報公開	情報公開について 1. 議員が感染した場合の情報公開については以下のとおりとする。 (1)かつらぎ町議会議員(年齢、性別は公表しない) (2)陽性の認定を受けた日付(経過を含む) (3)現在の状態 (入院/重・軽症・無症状/自宅待機等) 2. 事務局職員については、役場の対応と同様とする。

●議員・事務局職員の同居家族が一人でも感染が発覚した場合
当事者(議員・事務局職員)は、自宅待機とし、保健所等の指示に従う。

本会議	①議会開会日の場合 1. その日の議会は、通常通り行う。終了後に議会運営委員会を開催し、その後の対応について協議を行う。 2. 傍聴は中止する。
	②議会開会中の休会日の場合 1. 今後の会議日程については、議長と議会運営委員長で協議をする。
	③議会休会中の場合 1. 予定している会議日程があれば、議長と議会運営委員長で協議をする。
委員会	①委員会開会日の場合 1. その日の委員会は通常通り行う。 2. 傍聴は中止する。
	②委員会の開会が予定されている場合 1. 予定している委員会があれば、委員長と議長で協議をする。
本会議・委員会共通	①町職員等(特別職を含む)の同居家族が感染した場合 1. 一人でも発症した場合は、その都度協議をする。
情報公開	情報公開について 1. 議員や事務局職員の家族が感染した場合の情報公開については一般住民と同様とする。

●その他

その他	①外出自粛について ・感染拡大が危惧されるので不要不急の外出を控える。
	②町からの情報提供による周知方法について ・文書による情報提供では適当でない場合に議員全員協議会を開催する。(文書による情報提供で足りると判断した場合は開催しないことを基本とする)
	③感染症要望等の申し入れについて ・町に対する要望等の申し入れについては文書で行うこととし、回答は求めないものとする(当局の対応をもって回答とみなす)。この場合併せて議長(議会事務局)にも提出する。 ・感染症に関する町に対する問い合わせについては、窓口の一本化を図る。
	④視察について ・全国の状況を鑑み、感染拡大防止の観点から当面自粛する。同様に視察の受け入れについても当面見合わせることにする。
	⑤感染者及び濃厚接触者の復帰について ・議会(議員)活動の復帰については、議長及び議会事務局と相談のうえ対応する。 ・事務局職員については、役場の対応と同様とする。
	⑥申し合わせ適用期間について ・この申し合わせについては、議員全員協議会で承認された時から効力を発し、国の新型コロナウイルス感染症の終息宣言が出るまでとする。
	⑦変更について ・この申し合わせの内容については、状況により変更する場合もある。 ・申し合わせ中、町内で感染者がいなかった場合の対応について、本会議「③会議日程の変更」は、小康状態が続いている間、通常の日程に戻すものとする。 ただし、感染者及び濃厚接触者が発覚した場合は状況により変更する。

1. 令和2年4月28日 議員全員協議会にて承認
2. 令和2年7月 7日 議員全員協議会にて承認(一部変更)
3. 令和5年6月 1日 議員全員協議会にて申し合わせ中止の確認

(様式1)

かつらぎ町議会議員安否確認表

確認日時	月日		議員氏名			
	時間					
確認者名			議員住所			
安否状況	議員本人	被災	有 ⇒ 重体 ・ 重傷 ・ 軽傷 ・ その他()			
			無			
	家族	被災	有 ⇒ 配偶者 ・ 子ども ・ その他()			
			無			
所在地	町内	⇒ 自宅 ・ 自宅以外()				
	町外	⇒ 場所 ()				
居宅の状況	被害	有 ⇒ 全壊 ・ 半壊 ・ 一部破損 ・ 床上浸水 ・ 床下浸水 ・ その他()				
		無				
参集可否	可 ・ 否		参集可能な時間			
連絡先	議員と連絡が取れない場合 ⇒ 家族の連絡先を記入					
地域の被災状況						
その他	特記事項があれば記入					